

1. 協同組合とは

- ・協同組合には農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、事業協同組合等があり、農業協同組合法、水産業協同組合法、生活協同組合法、中小企業等協同組合法等によって規律される。
- ・東京魚市場卸協同組合（東卸）は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合。
- ・「協同組合」とは、個人あるいは事業者などが、相互扶助の精神に基づき、協同してその事業活動の発達ないし経済的社会的地位の向上を図るために組織する団体。
- ・協同組合原則（設立自由、合併自由、加入脱退の自由、組合員平等など）を持つ。
- ・協同組合は社団法人であり、その社員（法人の構成員）は組合員。
- ・法人の持つ財産・権利は団体それ自体のもので組合員（社員）が持つことはない。逆に、組合員（社員）の持つ権利を組合が持つこともない。
- ・協同組合は「組合員に奉仕すること」を目的とする団体。

2. 協同組合（法人）の意思決定機関

- ・法人は自然人と違って存在しないから、その意思は社員が集まって多数決で決める。
- ・議事の重要度に応じ、総会決議（特別決議＞普通決議）＞総代会決議＞理事会決議。
- ・総代は組合員から選出し、総会の開催が物理的、経済的に困難な場合等に、総会に代えて総代（東卸では86名）会を開く。総代会は必置機関ではない。
- ・総代会の議決の日から3カ月以内に開催された総会（通常総会または臨時総会）においてさらに決議でき、両者の議決が異なる時は総会議決が優先する（水産業協同組合法52条9号）。
- ・中小企業等協同組合法では、水産業協同組合法52条9号に相当する規定はないが、総会請求についての規定あり。

第47条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

- ・しかし、東卸の定款53条では、「総会は、組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる」と定めており、中小企業等協同組合法47条の手続きに拠る総会請求を認めていない（???）。
- ・東卸の定款には、中小企業等協同組合法42条の役員改選に関する規定もない。

（役員の改選）

第42条 組合員は、総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程の違反を

理由として改選を請求するときは、この限りでない。

- ・東卸の定款は違法な定款（別表）。知事により認可されたこと自体が不可思議。

3. 営業権の廃止等には補償が必要

(1) 営業権とは

Weblio 辞書の説明

長年の営業活動により生じた無形の経済的利益

共進補償コンサルタント(株)の説明

営業廃止の補償を行った際、「営業権」の補償を行う場合があります。「営業権」とは、法人又は個人の事業者がその営業活動を遂行するうえで保有する一種の無体財産権であるとされ、経済価値を有するものとされています。

補償でいう営業権には、行政機関から法令に基づく特許又は許認可を受けてはじめて営業をすることができるものと、創業以来長年にわたり顧客の信頼を得て築きあげた名声や信用としての暖簾とがあります。

これら「営業権」を有する事業者においては、他の同程度の規模の同種事業者に比べ高い収益力を有する場合があります、この「超過収益力」が営業権の価値となります。営業廃止の補償を行った場合、この営業権から得られる超過収益は損失を受ける事になるため、補償の対象となるのです。

実際の算定については、当該営業権が慣習として他の資産とは独立して取引対象となる譲渡性を有するものについては、市場価格に基づく『正常な取引価格』を補償額とし、譲渡性がないものについては、超過純収益を資本還元して得た額を補償額とします。

(2) 築地仲卸業者は営業権を持つ

- ・築地仲卸業者は、知事の許可を受けて業務を行っており（東京都中央卸売市場条例第24条）、そのうえ暖簾も伴っているから営業権を持っている。
- ・築地仲卸業は譲渡性を持つ（東京都中央卸売市場条例第29条）から、その補償額は市場価格に基づく。

(3) 要綱に定められている営業権の補償

- ・新憲法では財産権の侵害について補償しなければならないとされている（第29条）。
- ・公共事業に伴う財産権の損失補償については「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が定められており、営業権の損失補償について次のように定められている。

第31条 営業廃止の補償

第32条 営業休止等の補償

第33条 営業規模縮少の補償

[参考]旧憲法では、公共事業に伴う財産権の損失補償について、法律に定めがある場合のみ補償が必要とされていたが、中央卸売市場法（大正12年～昭和46年、昭和46年に卸売市場法が制定された）には「中央卸売市場の業務開始に伴い閉鎖を命じられた類似市場の開設者・卸売業者に対し損失補償しなければならない」旨定められていた。

4. 築地から豊洲への移転を決められるのはだれか

- ①仲卸業の豊洲移転を決められるのは営業権の権利者である各仲卸業者。権利者でない東卸が決められることではない。
- ②したがって、豊洲への移転についての東卸の総代会決議は、権利のない者が勝手に声をあげた行為（無権代理行為）に過ぎず、無効である。
- ③以上の①、②は「脱退自由の原則」に基づき組合員が脱退すれば、より明確になる。